消費者啓発講座「ダメよダメ ダメ払っちゃダメ!!~あなた のお金が狙われています~1

以前では考えられなかった複雑な消 費者トラブルを未然に防ぐことを目的 に、消費生活専門相談員による同講座 を開催します。

とき・ところ 2月16日 (月) = くすのき ホール2階第1会議室(千早赤阪村水 分263)、18日(め=すばるホール3階研 修室、23日側=太子町まちづくり観光 交流センター2階第1会議室(太子町 山田88)、26日(木)=大宝地区公民館集会 室(河南町大宝一丁目2の4)、いずれ も午後2時~3時30分

定員 各30人(当日、直接会場へ) 参加費 無料

問い合わせ 商工観光課 (内線483)



引きこもり相談窓口

市内在住の15歳(中学校卒業後)か らおおむね39歳までの人で引きこもり などに悩んでいる人とその保護者を対 象に、カウンセラーによる相談を実施 します。

とき ①2月26日(休)、②3月26日(休)、 いずれも午後1時~2時30分、午後2 時30分~4時

ところ 青少年センター

定員 各1人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み ①は2月6日金~19日休、 ②は3月5日(水~19日(水)までに社会教 育課へ(電話由し込み可)

行政書士無料相談

行政書士会南大阪支部では、同無料 相談を実施します。

とき 2月21日(土)、3月14日(土)、いず れも午後1時30分~4時30分

ところ レインボーホール(市民会館) 内容 相続・遺言、成年後見制度、交

通事故など の白賠責請 求、法人設

立、契約・ 内容証明、 各種許認可 などに関す る相談



申し込み 2月6日金~、出口さん(同 支部) [含(52)4087] へ

| 問い合わせ 商工観光課 (内線483) - 1 | | | | |
|------------------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|--|
| 今月の相談 気軽にご相談ください。相談は全て無料です。 | | | | |
| | 日 程 | 時間 | 場所 | 予 約・その他 |
| 法 律 相 談 | 毎週水曜日 | 午後1時~4時 | 市役所 1 階市民相談室 | 要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、 |
| | 第1・3水曜日 | 午後1時~4時 | 金剛連絡所 | 祝日を除く、1人年1回 |
| 市民相談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時30分 | 市役所 1 階市民相談室 | 電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く |
| 出張市民相談 | 第1・3水曜日 | 午後1時~4時 | 金剛連絡所 | 祝日を除く |
| 行 政 相 談 | 19休) | 午後1時~4時 | 市役所 1 階市民相談室 | |
| 司法書士相談 | 17(火) | 午後1時~4時 | 市役所 1 階市民相談室 | 要予約(内線182)、定員6人、1人年1回 |
| 人権なんでも相談 | 27金) | 午後1時~4時 | 市役所 1 階市民相談室 | 電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談 |
| 女性の悩み | 12休) | 午前10時30分~午後0時30分 | | 定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー |
| 相談 | 20金 | 午後 1 時30分~ 4 時30分 | 男女共同参画センター | 定員5人 による相談 ※12休は午後3時30分まで |
| 女性のための電話相談 | 6 金、13金、17火、 24火 | 午前10時~午後2時 | | [☎ (23)0567] 、問い合わせ(内線474)、女性の 相談員による相談 |
| 人 権 相 談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時 | 市人権協議会 | 事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、 |
| 生活相談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時 | (人権文化センター内) | 祝日を除く |
| 保育士による育児相談 | 第2・4月曜日 | 午後1時~3時 | レインボーホール(市民会館)2階 | |
| ひとり親家庭相談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時30分 | こども未来室 | 要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く |
| 児童家庭相談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時30分 | こども未来室 | 電話相談も可(内線206~208)、祝日を除く |
| 発達相談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時30分 | こども未来室 | 要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く |
| 子育て相談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時 | 児童館 | 電話相談も可〔☎(26)3676〕、祝日を除< |
| 健康 相談 | 9月、23月 | 午前9時~午後5時30分 | 保健センター | 要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談 |
| 心配ごと相談 | 3火、20億、24火、 3/3火 | 午後1時~4時 | 総合福祉会館 | 電話相談も可 [杏 (25)8200] ※3似、3/3似は障がい者の相談、 20)は司法書士による相談(要予約)、24似は女性の相談。 |
| | 13億 27億 | 午後1時~4時 | 金剛連絡所 | 女性の相談日 電話相談も可 (☎(29)1401) 障がい者の相談日 (女性や障がい者以外の相談もできます) |
| | 13金 | 午後1時~4時 | かがりの郷 | 要予約〔☎(20)6070〕、司法書士による相談 |
| 福祉なんでも 相 談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時 | 総合福祉会館、かがりの郷 | コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談、祝日を除く |
| 市民公益活動 相 談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時 | 市民公益活動支援センター | 要予約 [☆ (26)7887] 、祝日を除く ※ただし、事前予約 により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可 |
| 農業相談 | 6 金 | 午後1時~4時 | 市役所 4 階農業委員会 | 事前予約も可(内線444) |
| 商工相談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時15分 | 商工会館2階 | 経営指導員などによる相談 [春(25)1101]、祝日を除く |
| 商工法律相談 | 10(以) | 午後2時~4時 | 商工会館2階 | 要予約〔 吞 (25)1101〕 |
| 日本政策金融公庫相談 | 12休) | 午後 1 時30分~ 3 時30分 | 商工会館2階 | 要予約〔 吞 (25)1101〕 |
| 税理士による税務相談 | 13金 | 午後2時~4時 | 商工会館2階 | 要予約〔合(25)1101〕 |
| 消費者相談 | 月~金曜日 | 午前10時~正午 午後1時~3時 | 市役所 1 階市民相談室 | 電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、 祝日を除く、消費者ホットライン(☎0570(064)370) |
| 就労支援相談 | 月~金曜日 | 午前9時~午後5時 | 市就労支援センター (人権文化センター内) | 就労支援コーディネーターによる雇用・就労について の相談(就職のあっせんはしません)、祝日を除く |
| 若者の就労・自立相談 | 18(水) | 午後1時~4時 | 市役所 1 階市民相談室 | 要予約〔☎(26)9441〕 (就職のあっせんはしません) |
| 労 働 相 談 | 12休) | 午後2時~5時 | 市役所 1 階市民相談室 | 電話相談も可(内線187) |
| 障がい者就業 ・生活相談 | 16佣 | 午後2時~5時 | 市役所 1 階市民相談室 | 電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません) |
| 住宅関連法律相談 | 20金) | 午後1時~4時 | 市役所 1 階市民相談室 | 要予約(内線436、437)、定員6人 |
| | - | | | • |



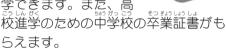


教育

でもかん で間の中学校で勉強しません か(生徒募集)

さまざまな事情で義務教育を修了できなかった人のために、夜間学級を開いています。

15歳以上の人が入学でき、授業料は要りません。外国籍の人も入る学



問い合わせ 教育指導室(内線363、364)



募集

予備自衛官補募集

訓練修了後は予備自衛官として任用されます。

受付期間 第 1 回 = 3 月24日必まで、 第 2 回 = 7 月 1 日め~9 月18日箘

合格発表 第 1 回 = 5 月 15日 金、第 2 回 = 11月 13日 金

対象者 一般 = 18歳以上34歳未満、技能 = 18歳以上53歳未満で、いずれも日本国籍を有する自衛官未経験者(ただし、保有する技能によっては55歳未満まで可)

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所 [☎24(3799)]

けあぱる非常勤登録 ホームヘルパー募集

勤務時間 月〜金曜日の他、土・日曜日、祝日および早朝(午前8時以前)、夜間(午後6時以降)

勤務形態 直接自宅から対象者宅を訪問しケアする直行直帰制

対象者 介護職員初任者研修以上修了者(ホームヘルパー2級以上取得者)、 もしくはガイドヘルパー資格取得者

もしくはカイトヘルハー質格取得者 申し込み 休館日を除く午前9時~午後5時にけあばるへ

27年度小・中学校図書館 教育支援員(アルバイト)募集

勤務日 月~金曜日(週5日)

対象者 司書または司書教諭の資格を 有する人 募集人数 12人

申し込み 2月2日月~6日金、午前9時~午後5時までに履歴書に司書または司書教諭の資格証(写し)を添えて教育指導室(内線368)へ ※後日、面接などをします。

講座・催し

公開講座「楽しく知ろう!人 類未踏の高齢時代と地域の課 題!

町総代会では、少子高齢化社会において安心・安全なまちづくりをしてい くための勉強会を開催します。

とき 2月8日回、午後1時30分~3時30分

ところ 市消防本部 4 階講堂 ※車で お越しの場合は、市役所第二駐車場を ご利用ください。ただし、駐車場には 限りがありますので、できるだけ公共 交通機関をご利用ください。

定員 100人(当日、直接会場へ) 参加費 無料

問い合わせ 市民協働課(内線473)

若者就職応援相談会 in 南河内

就職について悩みや疑問のある15歳からあおむね40歳代前半までの人および子どもの就職で悩んでいる保護者などを対象に、キャリアアドバイザー、就労支援コーディネーターによる就職相談会を実施します。

とき 2月23日 (1)、午後 1 時~ 4 時 ところ ノバティながの南館 3 階多目 的ホール (河内長野市長野町五丁目 1 の303)

内容 1回50分の個別就職相談会 定員 12組(申し込み先着順) ※定員 に満たない場合は当日参加も可。

参加費 無料

申し込み 2月6日金~20日金まで に商工観光課(内線481)へ

第11回草笛の家作品展

障がい者支援施設「草笛の家」の利用者が、「空」をテーマに力を合わせて作った作品と地域の小学校の生徒と合同で制作した作品を展示します。

とき 3月8日(11)、午前10時~午後3 時30分

ところ すばるホール3階展示室

入場料 無料

問い合わせ 同展実行委員会 (**☎**(90) 3500)

夫婦で考えるこれからの年金 ライフ

年金の仕組みを分かりやすく学び、 これからの生活を夫婦で共に考える講 座です。お一人での参加も可能です。

とき 2月20日金、午後1時~3時

ところ 中央公民館

定員 20人 (申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 2月6日金~、中央公民館へ(電話申し込み可)

キャラバン・メイト養成研修

認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する認知症サポーター養成講座の先生役「キャラバン・メイト」を養成します。

とき 2月14日(土)、午前10時~午後5時(午前9時30分~受け付け)

ところ 市消防本部 ※車でお越しの場合は、市役所駐車場をご利用ください。ただし、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 認知症の知識 (症状や認知症の 人、介護者への接

し方)について、 認知症サポーター 養成講座の企画・ 運営方法について など



対象者 講座修了後、認知症サポーター養成講座の活動に参加できる人

定員 30人 参加費 無料

申し込み 2月6日 金までに高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)



福祉

配食サービスボランティア 募集

給食サービスたんぽぽでは、新堂小学校区内に住む、買い物や調理が困難な65歳以上の一人暮らし世帯や夫婦世帯を対象に弁当(昼食)を配達し、安否確認をする「配食サービス」を実施しています。現在、次のとおりボランティアを募集しています。詳しくはお問い合わせください。

活動日時 月〜金曜日で都合の良い日の午前11時〜正午

活動場所・内容 たんぽぽの部屋(新堂診療所2階)および市人権協議会(人権文化センター内)から徒歩または自転車で利用者宅へ弁当を配達

問い合わせ 同たんぽぽ (☎(23)4194)、 市人権協議会 [☎(24)3700] へ

献血にご協力を

400~対象のを実施します。

とき・ところ 2月21日(土)、午前10時 ~午後0時30分=藤沢台小学校、午後 2時~4時30分=けあぱる

対象者 18~69歳で体重が50%以上の 人(65歳以上の人は60~64歳の間に献 血の経験がある人に限ります)

※ただし、男性は17歳から可。その他の条件などはお問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会 (総合 福祉会館内) [☎(25)8261]

手話通訳者、要約筆記者の登録を

本市では、聴覚障がい者および音 声・言語機能障がい者などの福祉に理 解があり、熱意のある手話通訳者、要 約筆記者を募集しています。

対象者 20歳以上で日常生活上の必要なことが手話通訳できる人、または要約筆記講習会を修了した人

※手話通訳者には、3月15日回に登録 判定試験を実施します。

申し込み 2月27日 金までに 障がい 福祉課 (内線 193) へ



税

税務署からのお知らせ

○富田林税務署の確定申告会場は「す ばるホール」です

とき 2月4日め~3月16日旬、午前9時~午後5時(土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月22日旬、3月1日旬は開設します)※例年、確定申告期限間際は大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

ところ すばるホール

○消費税法の改正について

消費税(地方消費税を含む)の税率は、26年4月1日から8年に引き上げられました。

消費税の課税事業者が26年4月1日を含む課税期間分(個人事業者の場合は平成26年分)の消費税および地方消費税の確定申告書を作成する際、課税売上げ・課税仕入れについて旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分する必要があります。

なお、税率引き上げに伴う経過措置により、26年4月1日以降の取引でも旧税率が適用される場合があります。詳しくは国税庁ホームページ〔http://www.nta.go.jp/〕をご覧ください。

問い合わせ 富田林税務署 (若松町西 二丁目1697の1)[☎(24)3281]

固定資産税(償却資産)の 申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産(構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など)も課税の対象になります。

1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は申告してください(休・廃業されている場合も申告が必要です)。

なお、所有者には12月中に申告書類を郵送していますが、届かないときや事業の開始により初めて申告される場合はご連絡ください。

問い合わせ 課税課 (内線114、115)

市・府民税の申告期間は 2月16日~3月16日です

27年度市・府民税の申告会場と受付期間などは、次のとありです。

◆市役所地下902·903会議室

とき 2月16日 (月~3月16日 (月) (土・日曜日は除く)、午前9時~午後5時30分 ※2月22日 (日)、3月1日 (日) に限り、日曜日も申告を受け付けます。

◆金剛連絡所2階大ホール

とき 2月25日め~3月3日め(2月28日出、3月1日回は除く)、午前10時~午後4時 ※受け付け開始直後の25日め、26日休は、大変混雑することが予想されますのでご注意ください。

なお、申告されていない場合、次のようなことがありますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができない ことがあります。

○公的年金に係る所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または確定申告書などの提出がなかった場合、控除される情報が得られないため、扶養・配偶者控除などの適用範囲でも控除が適用されないことがあります。

○後期高齢者医療保険制度などの保険 料の軽減措置の適用を受けられないこ とがあります。

問い合わせ 課税課(内線111、112)



教 育

放送大学4月入学生募集

同大学は、テレビなどの放送やイン ターネットを利用して授業をする通信 制の大学です。

現在、4月入学生を募集しています。 募集要項などの資料を無料で送付しま すので、詳しくはお問い合わせくださ い。

願書受付期間 3月20日)まで **問い合わせ** 同大学大阪学習センター (**含**06(6773)6328) ※同大学ホーム ページ [http://www.ouj.ac.jp/] から出 願することもできます。





国民健康保険

特定健康診査を受けましょう

生活習慣病などの原因に関係が深い メタボリックシンドロームを早期に発 見するためにも、特定健康診査を受け ましょう。健診結果から生活習慣の改 善が必要な人は、保健指導を受けてい ただくこともできます。

市国民健康保険被保険者のうち、実 施年度中(4月1日から翌年3月31日) に40~74歳になる人には、特定健康診 査受診券を送付しています。なお、今 年度の有効期限は3月31日必までで す。実施場所および受診の方法など詳 しくは、受診券に同封のパンフレット 「受けてください特定健康診査・特定 保健指導」をご覧ください。

問い合わせ 保険年金課(内線150、188)



国民年金

国民年金保険料の「2年前納 (口座振替) 」のご利用を

国民年金保険料の27年4月末の口座 振替分で、割引額の大きい「2年前納」 がご利用いただけます。毎月現金で納 付する場合と比べて、2年間で1万 4000円程度の割り引きとなり、2年前 納分の全額がその年の社会保険料控除 の対象となります。 ※2年前納は口 座振替のみご利用いただけます。な お、申込期限は2月末までです。詳し くはお問い合わせください。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06 (6772)7531)

確定申告には「社会保険料控 除証明書」などが必要です

国民年金保険料は、納付した全額が 所得税や市民税などの社会保険料控除 の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除と して申告するには、1年間に納付した 保険料額を証明する書類などの提出が 義務付けられています。

このため、26年1月1日から9月30 日までに納付した保険料の額を証明す る社会保険料(国民年金保険料)控除 証明書が、日本年金機構本部から26年 11月上旬に送付されています。

確定申告には、この証明書と10月1 日から12月31日までに納めたことを確 認できる「領収証書」などの添付が必 要です。

また、年の途中から国民年金に加入 した場合などで、10月1日以降に初め て保険料を納めた人には、2月上旬に 証明書が送付されます。

なお、ご本人の保険料だけでなく、 配偶者やご家族の保険料を納付した場 合も、その納付額全額が納付した人の 控除対象となります。そのため、確定 申告の際に、ご本人の保険料額と合算 して申告することができます(その場 合、配偶者、ご家族分の証明書も一緒 に添付する必要があります)。

問い合わせ ねんきん定期便・ねんき んネット等専用ダイヤル (☎0570(058) 555)、IP電話からは (**☎**03(6700) 1144) ※3月16日 (月までの祝日を除 <月~金曜日、午前9時~午後7時、 2月14日出、3月14日出は午前9時~ 午後5時、または天王寺年金事務 所 (含06(6772)7531)。



上下水道

安心して水道をお使いいただ くために

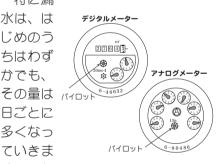
水道水は塩素で消毒していますが、 朝一番や長い間留守にされたときは、 ご家庭の給水管に水が長時間滞留し、 消毒の効果が薄れることがあります。

また、給水管が鉛の場合、鉛がごく わずかですが溶け出すことがありま す。通常の使用状態では水質基準内で 問題ありませんが、長時間使用しな かったときは、念のためバケツ一杯分 程度、飲み水以外にお使いください。 問い合わせ 水道工務課 (内線257)

水道の漏水にご注意ください

水道水の使用量が増える原因には、 使用状況の変化や漏水、季節的な要因 などの理由が考えられます。

特に漏 水は、は じめのう ちはわず かでも、 日ごとに 多くなっ ていきま す。これ



が続くと、貴重な水が無駄になり料金 も高額になります。

水道メーターを確認し、水道を使用 していないのにパイロットが回転して いるときは、漏水の疑いがありますの で市管工事業協同組合〔☎0120(032) 497) へご相談ください。

広告枠